



保育料及び保育時間のお知らせ



《 保育料 》

南相木村保育所

階層区分	保 育 料			
	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
② 市町村民税 非課税世帯	1,500円 (9,000円)	1,500円 (9,000円)	1,200円 (6,000円)	1,200円 (6,000円)
③ 所得割課税額 48,600円未満	6,300円 (19,500円)	6,100円 (19,300円)	6,000円 (16,500円)	5,800円 (16,300円)
④ 所得割課税額 97,000円未満	12,900円 (30,000円)	12,600円 (29,600円)	12,100円 (27,000円)	11,800円 (26,600円)
⑤ 所得割課税額 169,000円未満	18,600円 (44,500円)	18,200円 (43,900円)	17,500円 (41,500円)	17,200円 (40,900円)
⑥ 所得割課税額 301,000円未満	20,100円 (61,000円)	19,700円 (60,100円)	18,500円 (58,000円)	18,100円 (57,100円)
⑦ 所得割課税額 397,000円未満	21,400円 (80,000円)	21,000円 (78,800円)	19,000円 (77,000円)	18,600円 (75,800円)
⑧ 所得割課税額 397,000円以上	22,400円 (104,000円)	22,000円 (102,400円)	20,000円 (101,000円)	19,600円 (99,400円)

() 内金額は国の基準額

※ 同一家庭において複数の児童が同時に入所した場合には二人目は半額になります。

なお、第3子以降の保育料につきましては村の子育て支援施策により徴収免除となります。

※ 4月～8月分の保育料は前年分村民税により、9月～3月分は当年度分の村民税により算定されます。

※ 保育短時間認定された児童が保育時間を超えて保育所を利用した場合には、別途30分ごとに50円の延長料金がかかります。

《 保育時間 》

◎保育標準時間（11 時間）午前 8 時～午後 7 時

◎保育短時間（8 時間）午前 8 時～午後 4 時

※ 村営バスを通園バスとして利用しているため、夏時間・冬時間があります。

※ 保護者の申請により保育の必要に応じた時間に区分認定されます。

